

令和6年度 第1回 是正請求審査会 議事録

日時：令和6年11月7日(木) 10:00～12:00

場所：多治見市役所本庁舎4階会議室

□出席者

- 【委員】 北見会長、國光委員、水野委員、隈元委員、矢島委員
【事務局】 総務課長（冒頭あいさつ後退席）、総務課職員
【行為庁】 総務課

□欠席者

- 【委員】 久米委員、前田委員

□公開・非公開の別 非公開

多治見市情報公開条例第23条ただし書（同条例第6条第2項第1号：個人に関する情報、第4号：率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報 に該当）の規定による。

□会議の結果及び経過

1 あいさつ	
事務局	総務課長あいさつ
2 諮問及び審議	
是正請求審査会議事録の公開に係る情報公開条例に基づく請求手続を要することの是正請求	
事務局	事案の概要説明
審議の概要（委員の意見の要旨、行為庁の応答の要旨）	
ア 議事録の送付の取扱を変更した経緯	
委員	・これまでどのように議事録が送付されていたのか、また、令和5年度以降、是正請求人に議事録の送付をしないこととしたのはなぜか。
委員	・是正請求審査会の議事録に関し、その取扱について定めがあるのか。
事務局	・是正請求人に対して送付すべき書類の定めは、答申書の写し及び決定書についてだけである。議事録の送付は、是正請求手続条例及び同条例施行規則に定めがなく、運用のための内規等の定めもない。また、送付物の記録は残っていないため、過去の案件で議事録の送付有無やどのように送付していたかの詳細は不明である。 ・請求人（本件是正請求に係る請求人をいう。以下同じ。）からの求めに応じて、議事録を送付していたと考えられる。少なくとも令和2年度に請求人が行った是正請求については、個人情報に該当する部分、発言委員名などの非公開部分を伏せることなく議事録を送付していた

	と思われる。 - 令和５年度に請求人が行った是正請求については、令和６年度に入ってから請求人から議事録の送付を求める連絡を受けて、是正請求手続条例及び同条例施行規則に議事録を送付する規定がないことを確認した。議事録は公文書として情報公開条例に基づく運用が必要であること、非公開情報を伏せる必要があることを踏まえ、公文書公開請求によって、請求するよう案内をした。 - 請求人が是正請求当事者であったとしても、非公開情報の精査を行わなかったこと、また、議事録の写しの作成に係る費用を徴収することなく請求人へ送付したことは不適當であったと考えている。
委員	情報公開条例に基づき入手すべき文書についての基準はあるのか。
事務局	情報公開条例に基づいて入手する文書が明確にされているものではない。実務においては、手続を経ず（任意で）文書を提供する場合もある。少なくとも非公開情報を含む文書は、公文書公開の手続により公開される。
イ 議事録公表のあり方	
会長	情報公開条例において、会議の公開、会議録の作成等について規定されている。第22条第２項第３号において、執行機関の附属機関等の報告書、議事録について公表しなければならないと規定している。
事務局 (行為庁)	是正請求審査会の議事録は、委員名を伏せたとしても、議事録を公表すること自体により委員が発言を躊躇する懸念があると考え、これまで公表していない。
委員	情報公開条例の附属機関の議事録等の公表については理解するが、審議等で取り扱う内容（情報の機密性）は随分異なるように思われる。例えば、固定資産評価審査委員会のように個人の資産に対する賦課に関して審議をするものでは、一律に議事録等を公表することが良いのか疑問である。附属機関によって、議事録の公表・非公表の基準の定めはあるのか。
事務局	全庁的に附属機関をはじめとする委員会議事録の公表・非公表を明確に分けた基準はない。法令の規定がない限り、各委員会において個別に判断している。
会長	- 是正請求審査会では、非公開情報が議論されるが、一律に非公表とするのではなく、案件や審議の内容に応じて個別に判断されるべきものである。 - 行為庁が考える、「議事録＝公文書」との考えは間違いであり、請求人からの問合せや質問に対する回答として不十分であったと考える。 - 公表は、委員名や、関係人を特定しうる情報を非公開とした形式で行う必要がある。請求人に対しては、ホームページ等の公表場所において確認するよう説明する。サービスとして、公表用の議事録を送付し

	ても良いのではないか。
委員	・「公表」と「公開」の違いはなにか。
委員	・情報公開条例第22条に規定する公表とは、個人的に送付するというよりは、不特定多数の者に対しホームページ上などで公開することを想定していると思われる。 ・議事録は原則公表であるが、内容によっては非公開と整理する。どこまで公表するかについては、審査会委員が確認する必要がある。
会長	・明確な規定はないものの、公表はインターネットのような媒体で誰でもいつでもその情報にアクセスできる状態（見られる状態）を指すものとされている。その情報のかたちは、音声、文字起こししたもの、要約したものなどさまざまある。どのような形が一番良いということではなく、審議の透明性を確保することが目的である。
委員	・（これまでの行為庁の対応について）当事者であっても一旦その情報が市の保有するものになった場合、その議事録は非開示部分を除いた情報の提供となることについて、請求人に説明する必要があった。 ・今回の是正請求は、請求人が議事録を取得するには、公文書公開請求が必要かどうか議論となっている。
委員	・諮問資料にある地区懇談会の市からの回答を見ると、請求人と市長が対面で質疑応答を行っている。もう少し意見交換ができたように思う。
会長	・地区懇談会での質疑応答が噛み合っていない。議事録が公文書に該当するため、公文書公開請求が必要というのではなく、議事録を一部非公開で公表するため、請求人に公表用資料として確認をするよう説明する必要があった。
委員	・裁判では、裁判官合議の課程は全て公表されない。本審査会は裁判に類似するものであり、議事録の公表が適当か慎重に判断する必要があると考える。ただ一方で、情報公開条例による情報の公表義務があることにも重きを置かなければならない。 ・是正請求の当事者（請求人）は、議事録の全面的な公開を受ける権利があるかについても検討する必要がある。
ウ 当事者として議事録の公開を受ける権利（請求の主旨）	
事務局	・請求人は、非公開情報を含む全面的な議事録の送付を求めているものと考えられる。
委員	・是正請求の主旨は、請求人が議事録を入手するために公文書公開請求の手続きが必要か、ということである。 ・公表されていない情報には、公文書公開請求の手続きが必要である。 ・これまでの行為庁の対応（公表すべきものを公表していない）と今後の取扱が変わったことへの不当性は否めない。請求人へ丁寧に説明する必要がある。

会長	・ 是正請求手続条例においては、議事録の送付の規定はなく、是正請求人の権利として議事録の送付を受けることができるとまでは言えないのではないか。 ・ 情報公開条例における議事録公開の仕組み（非公開情報を除いた議事録の公開）を説明した上で、これまでと同様の取扱いをすることはできない旨を伝える必要がある。 ・ 審議会議事録を公表すべきであったのに、公表してこなかったことは行為庁の落ち度である。行為庁には、公表用の議事録を作成し、公表するなど情報公開条例の趣旨に則った取扱いを行ってもらいたい。
委員	・ 議事録の送付を受ける権利があるとまでは言えない。 —委員意見一致—
委員	・ 是正請求書では、質問形式で３点請求人の疑問が記述されているが、この問いに回答する必要があるのではないか。
委員	・ 是正請求書のうち「是正請求の趣旨及び理由」の欄には問いがあり、是正請求人が何を求めるのか、判断に迷うところがある。
３ 今後の審議について	
事務局	・ 次回、請求人の希望があれば口頭意見陳述を行う。口頭意見陳述を踏まえて論点を整理し、答申書の内容を検討する。
４ 次回の会議の開催日程について	
事務局	日程調整の依頼、現在審理手続中の案件を報告

—以上—